

平成21年 5月22日
東北地方整備局
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所

秋田地区、大曲地区が「かわまちづくり」支援制度に初認定

～まちづくりと一体となった「にぎわいのある水辺空間」の創出を支援～

国土交通省では、平成21年度に創設した「かわまちづくり」支援制度について、全国で67件の認定を行いました。

本制度は、「地域と連携した川づくりに係る事業」のひとつとして創設され、地域の創意工夫等を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、良好な空間形成を目指すことを目的として、市町村等が作成した計画をハード・ソフト両面から支援するものであり、今回が初めての認定となります。

東北地方整備局管内では8件が認定され、秋田県内では秋田地区と大曲地区が認定されています。

今後は、認定した計画に基づき、市町村や地域住民・市民団体等と河川管理者が連携しながら、にぎわいのある水辺空間を創出し、観光振興、地域活性化を図っていきます。

「地域と連携した川づくりに係る事業」とは、地域の個性やニーズに対応した治水事業の一層の展開を図るため、「水辺の楽校プロジェクト」、「河川防災ステーション」など、地域との連携によりハードとソフトを一体的に整備する事業であって、その実現に向けて市区町村の役割が大きい事業について登録・認定等を行い、積極的に推進することとしています。

なお、本件については、国土交通本省においても記者発表しています。

<発表記者会： 秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局>

【問い合わせ先】

【秋田地区】国土交通省 秋田河川国道事務所 018-823-4167

副所長 高橋 淳 (内線204)

工務第一課長 佐藤 隆志 (内線311)

秋田市 地域振興部 地域振興課 018-866-2785

課長 田口 光宏

【大曲地区】国土交通省 湯沢河川国道事務所 0183-73-3174

副所長 阿部 富雄 (内線204)

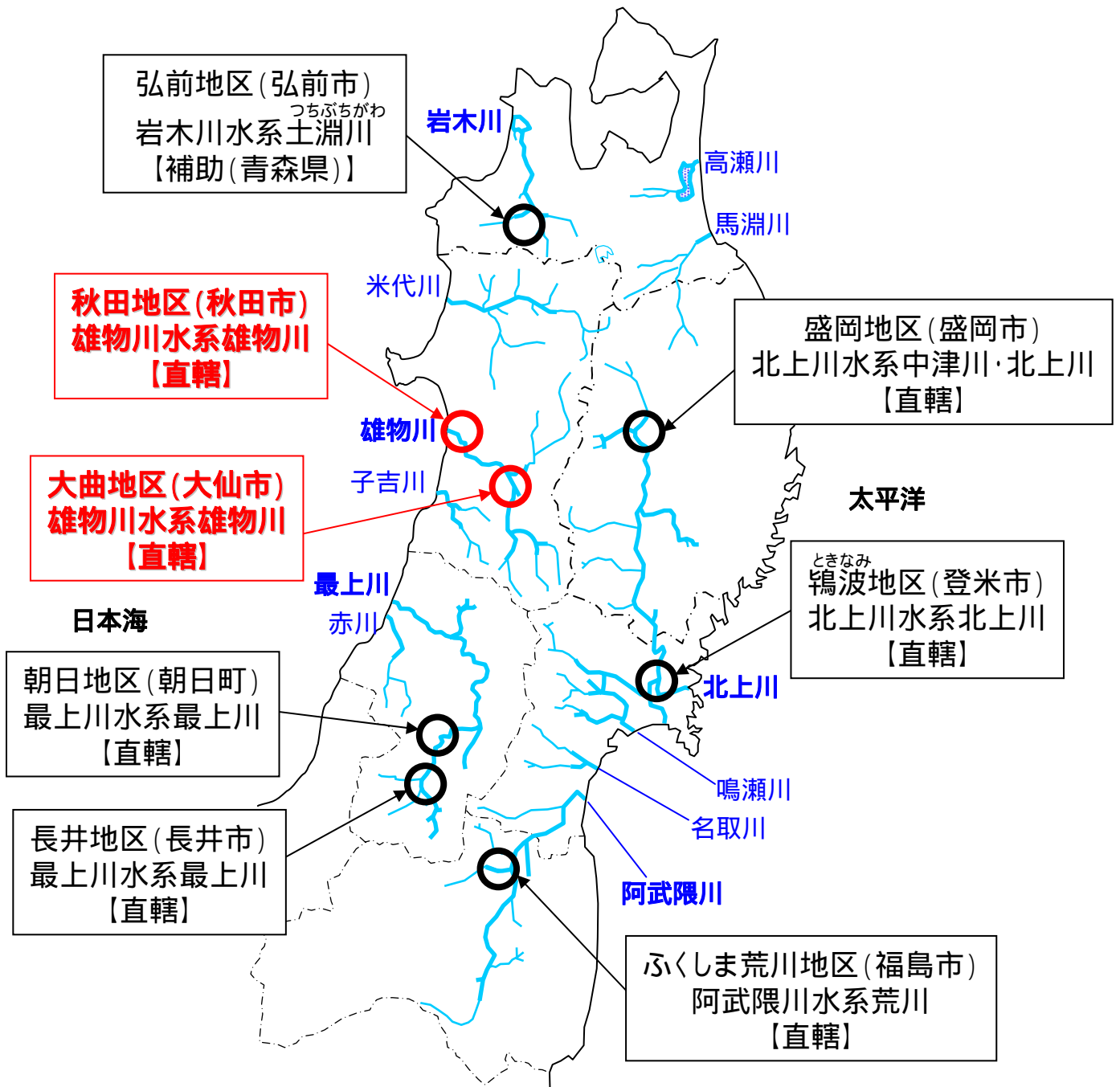
工務第一課長 日下部 栄一 (内線311)

大仙市 都市計画課 0187-66-4908

課長 竹谷 正一

「かわまちづくり」支援制度 認定箇所【東北地方整備局管内】

第1回認定(平成21年5月22日付け)



秋田地区かわまちづくり

～カヌーで市街地を巡るかわまちづくり～

市町村名： 秋田県秋田市

対象河川： 雄物川水系雄物川・旧雄物川・旭川

概要

秋田市を流れる雄物川の河川敷は、水辺の広場や河川公園などのオープンスペースが整備され、多くの人々に利用されています。また、雄物川は延長が約120kmにも及ぶカヌーコースとなっており、船着場や案内板が整備され、県内外の人々に利用されています。

このため、雄物川で盛んなカヌーや良好な水辺を活用し、「かわ」と「まち」が連携した中心市街地活性化対策の一つとして、中心市街地へと繋がるカヌールート(ウォータートレイル)を整備し、あわせて水辺の交流拠点等を整備することにより、地域活性化を支援します。

整備内容

- ・親水護岸、階段護岸(船着場)
- ・盛土等の基盤整備
- ・フットパス(散策路) 等



旭川カヌー体験

水辺の交流拠点の整備
(船着場等)



雄物川でのカヌー利用



久保田城址(千秋公園)



赤レンガ郷土館(国重要文化財)



秋田市民族芸能伝承館
(秋田の祭りの紹介)

大曲地区かわまちづくり ～舟運の歴史と花火を活かしたかわまちづくり～

市町村名:秋田県大仙市

対象河川:雄物川水系雄物川・玉川・丸子川・横手川

概要

大仙市では、市の都市計画マスタープラン(策定中)において、雄物川・玉川・丸子川などの「水辺を活かした水と緑のネットワークの形成」、「市民の憩いの場」、「河畔の良好な景観の保全・創出」等を位置付け、まちづくりを進めています。

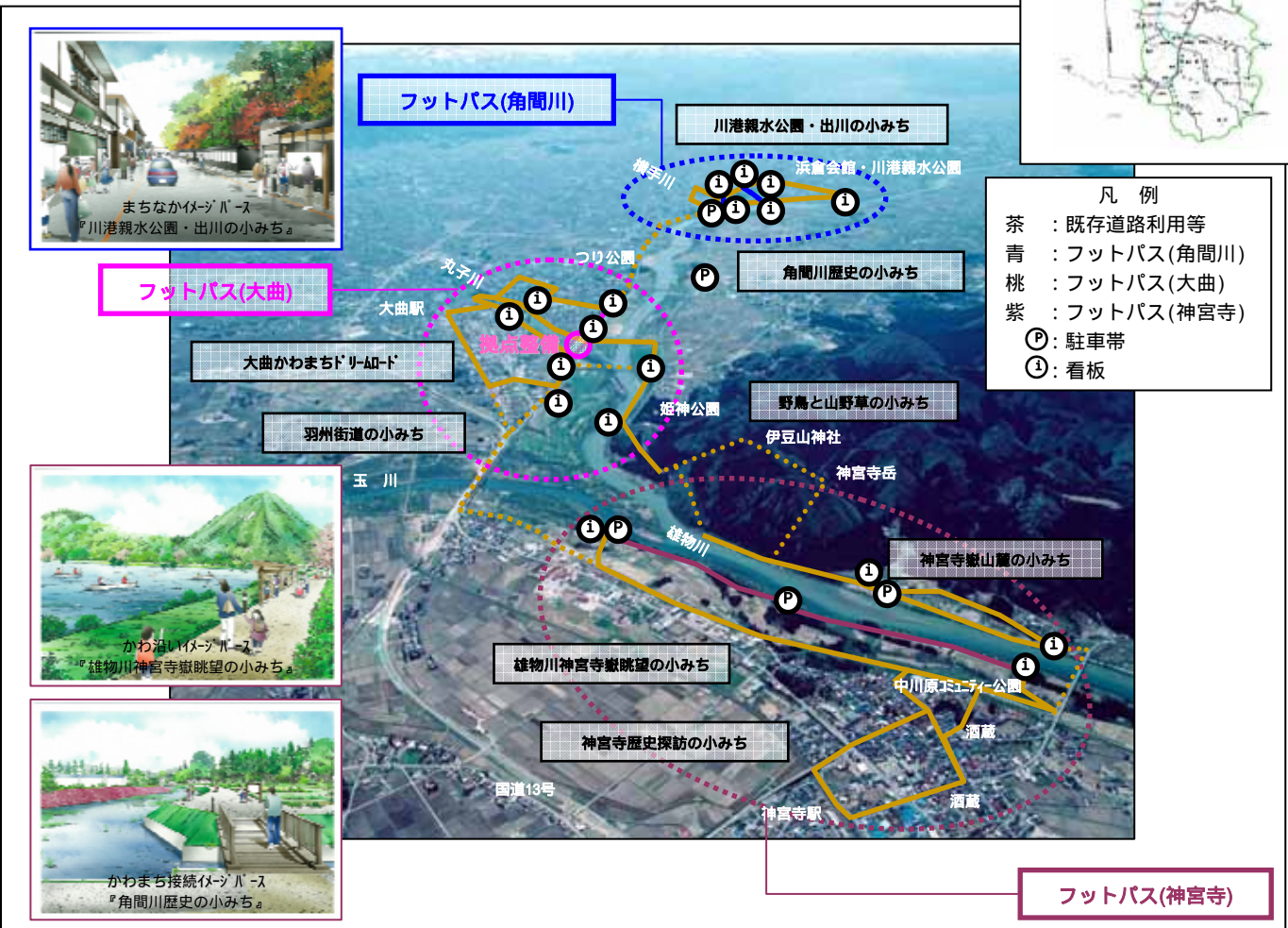
当地区は、河川と市街地が近接しており、かつて川港として栄えた歴史があり、舟運時代の倉庫が保全され、古くからの神社等も点在しています。また、雄物川河畔を会場とした全国花火競技大会やカヌークルーイング体験等が行われ、川との関わりも深くなっています。

このため、「かわ」と「まち」をフットパス(散策路)で結び、ネットワーク化を図るとともに、地域の特徴である舟運の歴史、花火等を活かした交流拠点を整備し、観光振興を支援します。

整備内容

- ・フットパス(散策路)
- ・駐車帯
- ・案内板 等

位置図



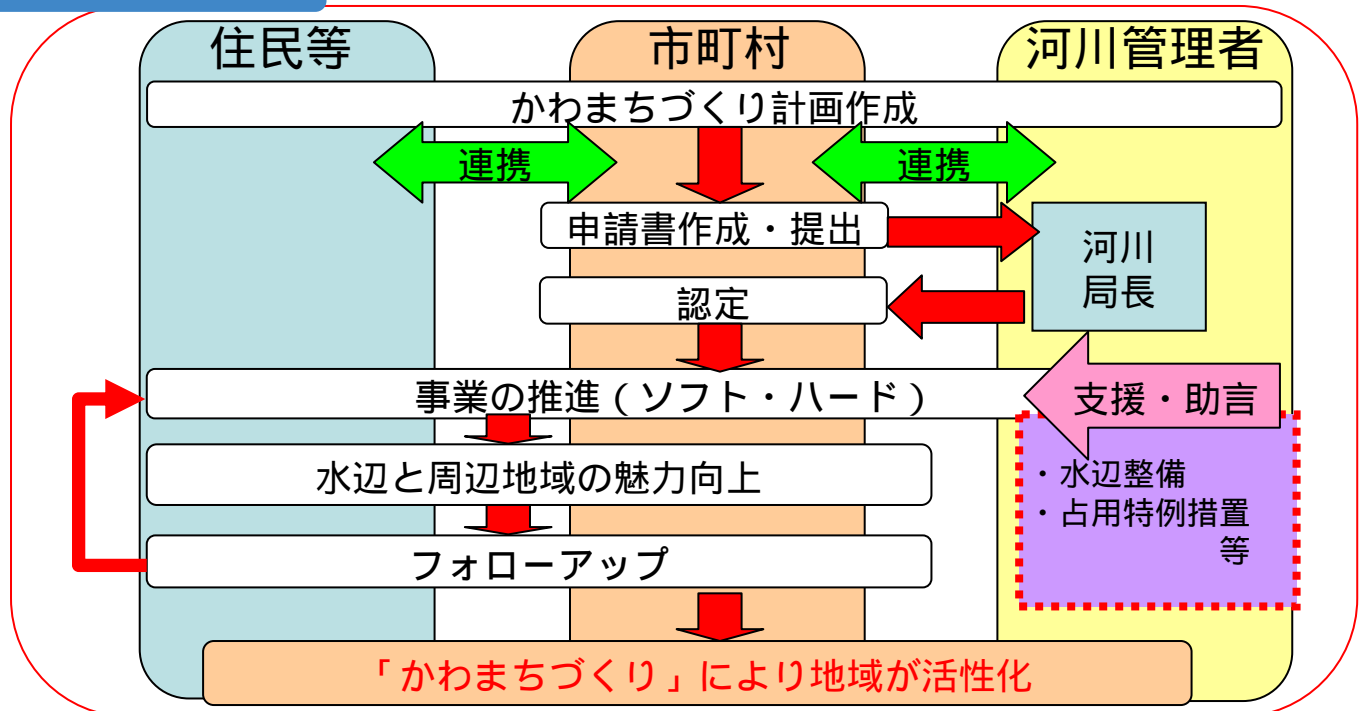
にぎわいのある河畔空間の創出

～「かわまちづくり」支援制度の創設～

参考(制度説明)

河川が有している景観・歴史・文化等の活性化に繋がる「資源」や地域の「知恵」を活かし、市町村や住民等との連携によって立案された水辺の整備・利活用計画に基づき、**まちと水辺が融合した良好な空間形成を推進**します。

支援制度の流れ



かわまちづくり計画は、水辺とまちづくりに関する基本的な方針、周辺市街地等と一体的な利活用・整備等の計画を定めたものです。認定に際しては、以下の点に着目して行います。

地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
利活用方策が地域において明確となっているもの
施設の維持管理に地域の協力が得られるもの

ソフト面は、民間事業者が行う河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用(河川敷地占用許可準則の特例措置)を拡充する等により、地域づくりを積極的に支援します。

ハード面は、まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援します。

イベント・オープンカフェ利用(道頓堀川)



河川を核とした地域活性化(最上川)



「かわまちづくり」(ソフト面の支援) ～ 支援例 河川敷地占用許可準則の特例措置～

参考(制度説明)

課題と背景

現在、まちづくりと一体となったにぎわいのある水辺空間整備について、積極的な取組を実施しているが、十分な状況ではない。

このため、地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より河川占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施。

今後、民間事業者による河川敷地での営利活動を推進するため一層の規制緩和が必要。

施策の内容

水の都大阪再生構想 (大阪市)



水の都ひろしま構想 (広島市)

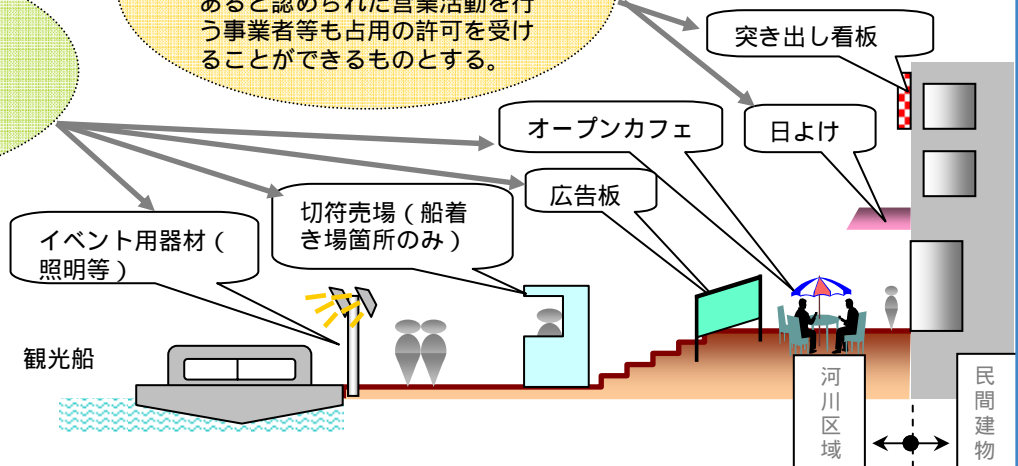


河川空間利用のイメージ

広場、イベント施設に一体となす施設として設置された飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設等については、使用契約等を締結した民間事業者による利用が可能

河川管理者・地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができるものとする。

占用主体は公的機関



現在、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島市)、堀川(名古屋市)の3箇所で社会実験を実施中である。

H20年3月に利根川(香取市)、H20年8月に堂島川等(大阪市)、H20年11月に那珂川等(福岡市)を指定。

現在、社会実験として行っている民間事業者による河川敷地のイベント広場やオープンカフェ等の利用を積極的に検討する。

「かわまちづくり」(ハード面の支援)

参考(制度説明)

～水辺整備の支援の枠組み～

課題と背景

これまでの枠組みを超えた、地域の自由な発想から生み出される河川(水辺)を核としたまちづくり(「かわまちづくり」)により、生き活きとした水辺空間を創出することが必要。

施策の内容

親水空間と一体となった都市空間の創出

- ・周辺地域のまちづくりと一体となってにぎわいのある河川空間を創出。
- ・整備にあたっては、地域の多様なニーズに応えるため、まちづくりの主体である市町村の都市再生整備計画や地域再生計画などのまちづくりと連携した自由な提案・発意を汲みながら、支援を実施。

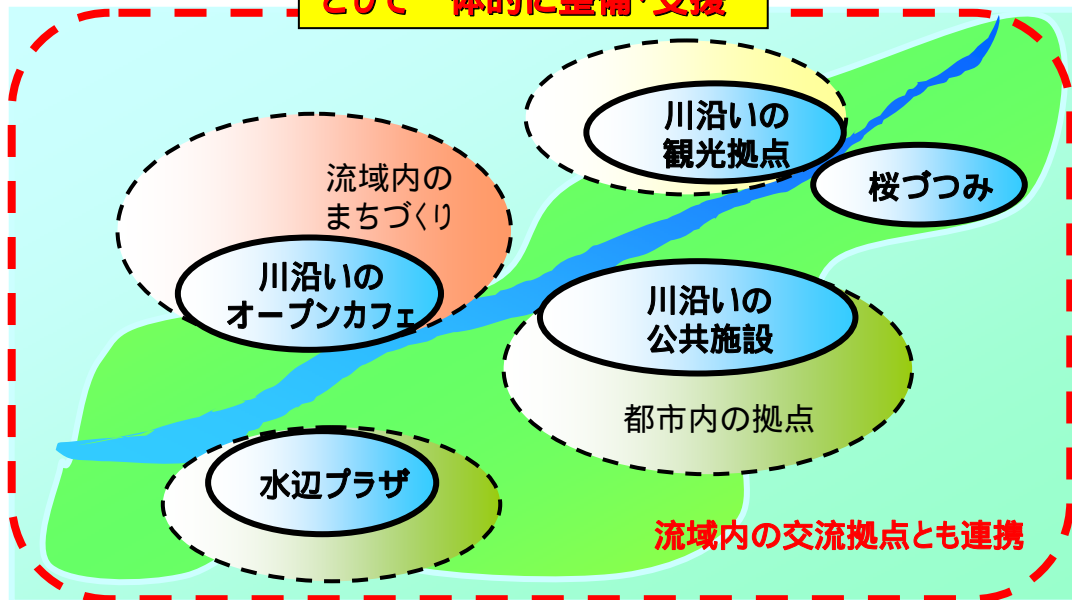
オープンカフェ



観光拠点



「かわまちづくり」支援制度として一体的に整備・支援



水辺と一体となった都市空間



川&水辺の拠点でつなぐ流域づくりイメージ

桜づつみ

